

障害者総合支援法による 補聴器購入補助のご案内

障害者総合支援法

聴力が規定以下の場合、身体障害者に認定されます。認定を受けていれば、障害者総合支援法により補聴器購入時に補助が受けられます。補聴器購入の補助制度は市町村により異なります。

補聴器支給までの流れ

身体障害者手帳の取得

1. お住まいの市区町村の役所内「福祉課窓口」に相談する。
2. 指定の耳鼻咽喉科判定医の診察・検査を受け、「手帳交付の意見書」を交付してもらう。
3. 「手帳交付の意見書」「申請書」など所定の書類を福祉課窓口へ提出し、身体障害者手帳交付申請を行う。
4. 障害の程度に応じた等級の身体障害者手帳が交付される。

補聴器の支給

5. 指定の耳鼻咽喉科判定医に「補聴器支給に意見書」を交付してもらう。
6. メイワ・プラス（弊社）にて「見積書」を作成いたします。
7. 下記の書類を「身体障害者手帳」と一緒に福祉課窓口へ提出し、補聴器の支給申請を行う。
 - ・ 申請書（市区町村の福祉課窓口）
 - ・ 補聴器支給の意見書（指定病院の判定医）
 - ・ 見積書（メイワ・プラス）
8. 補聴器支給の適否について判定後「補装具（補聴器）費支給券」が郵送されてくる。
9. メイワ・プラスにご連絡いただき「補装具（補聴器）費支給券」と引き換えに補聴器を受け取る。

* 自己負担額は原則 1 割負担となります。ただし、所得によって例外もあります。

障害程度等級表

級別		障害の状態
2級	重度難聴用	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）
3級		両耳の聴力レベルがそれぞれ 90 デシベル以上のもの
4級	高度難聴用	1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ 80 デシベル以上のもの 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
6級		1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 デシベル以上のもの 2. 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの

補聴器購入基準価格表

名称	基本構造	価格
高度難聴用 ポケット型	JIS-C5512-2000 による 90 デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が 140 デシベル未満のもの。	¥34,200
高度難聴用 耳かけ型	90 デシベル最大出力音圧のピーク値が 125 デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。	¥43,900
重度難聴用 ポケット型	90 デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が 140 デシベル以上のもの。	¥55,800
重度難聴用 耳かけ型	その他は高度難聴用ポケット型および高度難聴用耳かけ型に準ずる。	¥67,300
耳あな型 (レディメイド)	高度難聴用ポケット型および高度難聴用耳かけ型に準ずる。 ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	¥87,000
耳あな型 (オーダーメイド)		¥137,000
骨導式 ポケット型	IEC Pub 118-9 (1985) による 90 デシベル最大フォースレベルの表示値が 110 デシベル以上のもの。	¥70,100
骨導式 眼鏡型		¥120,000

* 自己負担額は原則 1 割負担となります。ただし、所得によって例外もあります。

補聴器のこと、耳や聴力のこと、お気軽にご相談ください。

子供のための補聴器購入助成制度（給付事業）がある自治体

自治体名	対象 おもな満たすべき条件	問合せ先 助成(給付)の内容
愛知県 名古屋市	市内に住所を有している 18 歳未満の方	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課 ☎052-972-2520 ファクス 052-972-4438
	①聴力レベルが原則として 30 デシベル以上 70 デシベル未満の方 ②補聴器の装用が必要と医師に診断された方 ③市民税所得割額 46 万円以上の方がいない世帯に属する方	・対象補聴器：ポケット型、耳かけ型など、実情に応じて適当と認められるもの（必要に応じてイヤモールドも含む） ・助成額：基準額の範囲内で購入費の 3 分の 2 を助成 ※市民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方は、基準額の全額を助成 ・基準額：5 万 2900 円（補聴器 4 万 3900 円、イヤモールド 9000 円）
愛知県 北名古屋市	市内に住所を有する 18 歳未満で医師により、補聴器の装用が必要であると診断されている方	社会福祉課 ☎0568-22-1111（代表） ファクス 0568-24-0003
	①両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象外である方 ②労働災害補償保険法その他の法令に基づき、補聴器購入費助成を受けていない方 ③対象者の保護者の属する世帯の中に、申請を行う日の属する年度の市民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は対象としません。	基準額（規定あり）もしくは見積額のうち低い金額の 3 分の 2
愛知県 一宮市	市内に住所を有する身体障害者手帳の対象ではない 18 歳未満の児童	福祉こども部福祉課 ☎0586-28-9017 ファクス 0586-73-9124
	両耳の聴力レベルが 70 デシベル未満で、補聴器の装用が必要と医師に診断されている方	障害者総合支援法に定められた補装具費（補聴器）の基準額内とし、原則 1 割の利用者負担。また、世帯の所得の状況に応じて、利用者負担に上限を設定 ※対象補聴器は障害者総合支援法の補装具制度内の補聴器と一部異なります。
愛知県 豊田市	市内に住所を有する 18 歳以下	障がい福祉課 自立担当 ☎0565-34-6751 ファクス 0565-33-2940
	・医師が補聴器の装用の必要性を認めた者 ・18 歳の者にあつては 18 歳に達した日の属する年度の末日までの方 ※身体障害者手帳の交付となる場合は対象外 ※対象児童の属する世帯に市民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は対象外	助成額は、購入または修理費用の 3 分の 2（1 円未満切り捨て）。ただし、補聴器 1 個の場合 3 万 6000 円、補聴器 2 個の場合 7 万 2000 円をそれぞれの上限額とします。 ※助成の対象となる補聴器は、「補装具の種目、購入または修理に要する費用の額の算定等に関する基準」に定める補聴器とします。